

年 企 発 0810 第 1 号
令 和 8 年 8 月 10 日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
（ 公 印 省 略 ）

令和 8 年熊本地震による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の企業年金制度等への適用について

令和 8 年熊本地震による災害に対しては、「令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和 8 年政令第 260 号。以下「政令」という。）が別添 1 のとおり令和 8 年 8 月 7 日に公布され、同日より施行されたことにより、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。）（別添 2）の規定の一部が適用されることとなったところである。

政令は、令和 8 年熊本地震による災害を法第 2 条第 1 項の特定非常災害に指定し、その被害者について、法令上の義務であって期限内に履行されなかった義務の履行に係る免責等に関して所要の措置を講ずるものである。

主な内容等は下記のとおりであるので、企業年金制度等（厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び国民年金基金制度をいう。）について、災害の影響等を十分に配慮し、適切な運用が図られるよう、遺漏なきを期されたい。

記

法第 4 条に定める法令上の義務であって期限内に履行されなかった義務の履行に係る免責に関する措置については、以下のように取り扱われたい。

- (1) 法令に規定されている義務のうち、令和 8 年 7 月 28 日から令和 8 年 11 月 27 日までの間に履行期限が到来するものであって、特定非常災害により当該期限までに履行されなかったことにより、法令義務違反として、罰金等の行政上及び刑事上の責任が問われる場合において、令和 8 年 11 月 28 日までに義務が履行されたときには、免責することとしたこと。
- (2) 法第 4 条第 1 項の「法令に規定されている」とは、法令に基づき直接課せられる

義務を対象とするものであり、例えば、確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）第 102 条第 1 項に基づき履行期限の定められていない条項について違反の改善の措置を命じる場合のように、法令に基づく処分によって初めて具体的に履行期限を定めて義務が課せられることとなるもの等は含まないものであること。（「参考」を参照のこと。）

- (3) 法第 4 条第 1 項の「特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかった」とは、履行義務者ごとに個別に判断することとなるが、一般的には、直接・間接を問わず特定非常災害により被害を受けたか否か、すなわち、履行義務者が当該義務の履行ができなかったか否かによって判断されること。
- (4) 当該措置の対象となるのは、「行政上及び刑事上の責任」であるので、民事上の責任については免責の対象とならないものであること。